

機密保持契約書

株式会社●●（以下「甲」という）と、●●株式会社（以下「乙」という）とは、甲乙間で相互に開示される情報の取扱いについて、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、乙の甲に対する出資検討（以下「本目的」という）を行うにあたり、相互に開示する機密情報の取扱いを定める。

第2条（機密情報）

- 本契約において機密情報とは、開示側の当事者（以下「開示者」という）が保有する営業活動・事業計画に関わる情報、アイデア、ノウハウ、図面、仕様等を含む営業上、技術上の情報、本目的の履行過程で得られた情報、ならびに「個人情報の保護に関する法律」第2条1項に定められる個人情報（以下「個人情報」という）であり、媒体および手段（書面、口頭、デモンストレーション、サンプル、データ、CD-ROM等の電子媒体等）の如何を問わず、第2項および第3項の定めに基づき受領側の当事者（以下「受領者」という）へ開示された情報をいう。ただし、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当するものについては、機密情報には該当しないものとする。
 - 開示を受けた時、受領者が機密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
 - 開示を受けた時、もしくはその後、受領者が機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手している情報
 - 開示を受けた時、既に公知であった情報、またはその後受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - 受領者が開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 開示者は、機密情報を書面または記録媒体等の有形のもので相手方に開示する場合には、開示した期日、開示した当事者名、および機密情報であることを示す語句を当該有形物上に表示するものとする。なお、機密情報であることを示す語句とは、「機密情報」、「CONFIDENTIAL」等の表示を行うことをもって足りるものとする。
- 開示者は、受領者に対し機密情報を口頭またはデモンストレーション等により開示する場合には、開示前に機密である旨を告げ、その後10日以内に、機密情報の内容および開示の日時を記載し表示を付した書面により確認するものとする。

第3条（機密保持義務）

- 受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、機密情報を第三者へ開示、漏えいしてはならない。開示者の承諾後、受領者が第三者へ機密情報を開示する場合、受領者は本契約に定める義務と同等の義務を第三者に課すものとする。
- 受領者は、機密情報を業務上知ることのある役員・従業員、関係会社（会社法上の親会社、子会社をいう）役員・従業員、本契約と同等の機密保持義務を課した業務の委託先、および当該機密情報の評価または内部利用のために契約している弁護士・公認会計士・コンサルタント等を開示することができるものとする。ただし、これらのものによる機密の保持につき開示者に対してその責を負うものとする。
- 受領者は、管轄官公庁または行政機関の要求、裁判所の命令、その他法令に基づき機密情報の開示を求められた場合は、必要な範囲において当該機密情報を開示することができる。

第4条（機密情報の取扱い）

- 受領者は、機密情報を本目的以外には一切使用してはならない。
- 受領者は、本目的に必要な範囲を超えて機密情報を複製、複製または改変する場合は、開示者から事前の書面による承諾をえなければならない。
- 機密情報がソフトウェアの場合、受領者はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等を行い、または第三者に行わせてはならない。
- 受領者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を保管しなければならない。

第5条（責任者の設置）

甲および乙は、機密情報の授受、機密情報の保護に関し互いに相手方からの問合せ・要求に速やかに対応するため、それぞれに責任者を設置のうえ相手方に通知するものとする。なお、変更がある場合も同様とする。

第6条（機密情報の授受方法）

- 甲および乙は、機密情報の授受は第5条に定める責任者間または責任者が別途定める者の間で行うものとする。
- 甲および乙は、機密情報の授受、運搬の方法（データの暗号化等を含む）を別途協議のうえ定めることができるものとし、当該方法に違反したことに起因して問題が発生した場合、当該違反をなした側がその責任を負うものとする。

第7条（機密情報の返還）

受領者は、本契約が終了した場合または本契約期間中においても開示者からの要求がある場合には、機密情報（複写、複製した場合はそれらを含む）を返還または破棄するものとする。

第8条（機密情報の帰属）

機密情報に関するすべての権利は開示者に帰属するものであり、いかなる権利も受領者へ譲渡または許諾等がなされたとみなさないものとする。

第9条（発明等の帰属）

受領者が開示者の機密情報に基づき発明、考案、ノウハウ、または著作物の創作等をなした場合は、開示者に対し速やかに通知し、その帰属（特許その他の産業財産権を受ける権利も含む）について甲乙協議して定めるものとする。

第10条（開示義務の不存在）

- 本契約は、甲または乙に対し何ら機密情報の開示義務を課すものではなく、本契約の締結または機密情報の開示により、当事者間での取引開始を何ら約束するものでもない。
- 甲または乙は、本契約に定める義務を遵守する限り、自らまたは第三者との間で同種の検討または取引等を制限されるものではない。

第11条（調査の協力）

開示者は、機密情報の利用管理状態につき受領者から報告を求めることができるものとする。

第12条（情報漏えい時の報告）

甲および乙は、相手方の機密情報への不正なアクセスまたは機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合またはそのおそれがある場合は、速やかに相手方に報告するものとし、甲乙協力して損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。

第13条（損害賠償）

甲および乙は、本契約のいずれかに違反し相手方に損害をあたえたときは、自らの責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害を相手方へ賠償しなければならない。ただし、逸失利益、間接損害、予見の有無を問わず特別損害は含まないものとする。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。

第15条（存続条項）

第2条（機密情報）、第3条（機密保持義務）、第4条（機密情報の取扱い）、第8条（機密情報の帰属）、第9条（発明等の帰属）、第12条（情報漏えい時の報告）、第13条（損害賠償）、本条、第20条（準拠法）および第21条（合意管轄）の規定は、本契約が満了または解除された後2年間はその効力を存続する。ただし、当該規定のうち個人情報に関しては、本契約が満了または解除された後もなおその効力を有するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 甲および乙は、自らが暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとする。

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとする。
3. 甲および乙は、相手方が本条に違反した場合、催告、通知その他の何らの手続きを要することなく即時に本契約の全部または一部を解除することができるものとする。なお、解除権の行使は、解除権を行使した当事者から相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
4. 第3項による契約解除によって、本条に違反し契約解除された当事者に損害が発生した場合でも、相手方に対して何ら損害賠償の請求を行わないものとする。

第17条（完全合意）

本契約が本目的において相互に開示する機密情報の取扱いに関する当事者間の合意のすべてであり、事前の書面または口頭等による合意に代わるものとする。

第18条（権利の不放棄）

甲または乙が、本契約のいずれかの規定について権利の不行使をした場合においても、現在または将来において当該規定また

は本契約のその他の規定について権利を放棄したとはみなされないものとする。

第19条（契約条項の分離）

本契約のいずれかの規定が無効、違法、または履行強制が不可能とされた場合においても、本契約のその他の規定の有効性、合法性、または、履行強制可能性は影響を受けること、または、損なわれることはないものとする。

第20条（準拠法）

本契約は日本国の法律に準拠し、かつ同法に従って解釈されるものとする。

第21条（合意管轄）

本契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議）

本契約に定めなき事項、または本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙双方は信義誠実の精神に則り協議、解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

yyyy 年 mm 月 dd 日

甲 (住所)
(会社名)
(締結者)

東京都
乙 ●●株式会社
(締結者)